

第6節

労使関係の動向

2011年の春季労使交渉は、3月11日に発生した東日本大震災直後の厳しい環境の中で、雇用確保と賃金改善に関する議論がともに展開されたが、景気の自律性は弱く、雇用情勢が依然として厳しい状況にあったことから、賃上げ結果は多くの企業において賃金カーブ維持にとどまることとなった。

2012年の春季労使交渉では、完全失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にはあるものの、全ての労働者の待遇改善などについて議論が行われた。賃上げ結果は多くの企業において賃金カーブ維持、一時金については、各産業・企業における業績を反映するものとなった。

本節では、こうした最近の労使関係の動向について分析する。

1

2011年の春季労使交渉をめぐる動向

● 依然として厳しい雇用情勢を反映した2011年の春闘

第1-(6)-1図により、民間主要企業における春季賃上げ状況の推移をみると、賃上げ率は2002年以降1%台、妥結額は5千円台で推移している。

第1-(6)-2表により、2011年の民間主要企業の春季賃上げ労使交渉の妥結状況をみると、妥結額5,555円、賃上げ率1.83%（前年同5,516円、1.82%）となり、依然として厳しい雇用情勢を反映し、賃上げについて多くの企業が賃金カーブ維持にとどまる中、妥結額・賃上げ率とともに前年と同様の傾向となった。

● 賃金改定の状況

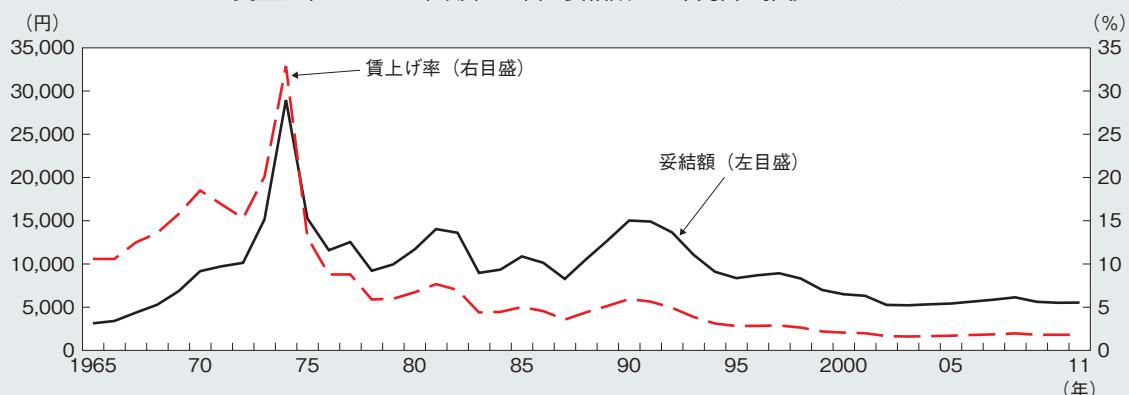
第1-(6)-3図により、賃金改定の実施状況別企業割合の推移をみると、賃金の改定を実施しない企業の割合が、1998年以降10%を越えて推移し、2011年には18.4%となっている。

また、2008年秋のリーマン・ショックの影響を受け、2009年には1人当たりの平均賃金を引き下げる企業の割合が12.9%まで上昇したが、2011年では4.4%に低下した。

第1-(6)-4表により、1人当たりの平均賃金の改定額及び改定率をみると、2011年は改定額が

第1-(6)-1図 民間主要企業における春季賃上げ状況の推移

賃上げ率は2002年以降1%台、妥結額は5千円台で推移している。



資料出所 厚生労働省「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」

(注) 1) 2003年までの主要企業の集計対象は、原則として、東証又は大証1部上場企業のうち、資本金20億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合がある企業であり、2004年以降の集計対象は、原則として、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業である。
2) 1979年以前は単純平均、1980年以降は加重平均により金額を算出している。

第1-(6)-2表 2011年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

春季賃上げ状況は、ほとんどの産業で1%と前年と同様の傾向となった。

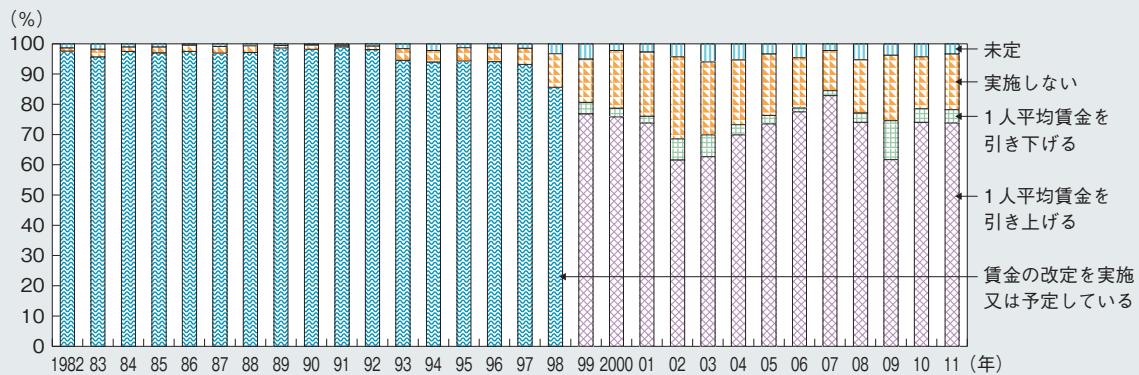
産業	集計 企業数	平均 年齢	現行 ベース	要求額	妥結額	賃上げ率	(参考) 2010年		
							社数	妥結額	賃上げ率
建設	23	37.9	322,399	7,521	6,528	2.02	24	7,402	2.31
食料品・たばこ	33	38.3	313,881	5,788	5,575	1.78	35	5,512	1.76
織維	11	37.4	292,857	2,669	5,509	1.88	11	5,447	1.87
紙・パルプ	4	40.1	312,510	6,000	4,639	1.48	4	4,783	1.52
化学生	32	38.5	336,166	6,549	6,536	1.94	29	5,865	1.75
石油	1	—	—	—	—	—	—	—	—
ゴム製品	7	38.6	286,122	5,191	5,191	1.81	7	5,240	1.83
窯業	3	35.7	282,846	6,910	5,837	2.06	4	5,863	2.00
鉄鋼	15	41.5	286,550	3,693	3,693	1.29	14	3,722	1.30
非鉄金属	11	38.7	296,508	4,808	4,743	1.60	13	4,802	1.63
機械	16	37.2	299,072	5,961	5,959	1.99	14	5,879	1.98
電気機器	10	39.2	327,588	6,379	6,242	1.91	9	6,303	1.91
造船	9	37.4	305,356	5,937	5,911	1.94	8	5,907	1.91
精密機器	5	39.6	329,534	6,153	6,071	1.84	3	5,575	1.64
自動車	37	37.3	308,119	6,339	6,144	1.99	38	5,967	1.97
その他製造	8	38.3	306,575	5,706	5,084	1.66	8	4,880	1.59
電力・ガス	13	39.3	291,628	5,101	5,101	1.75	14	5,197	1.78
運輸	7	38.8	298,250	6,269	4,087	1.37	7	4,103	1.37
卸・小売	63	36.1	287,617	5,921	4,975	1.73	62	4,805	1.63
金融・保険	2	—	—	—	—	—	2	—	—
サービス	12	36.3	281,863	6,333	5,354	1.90	11	5,413	1.93
平均	322	38.0	303,453	5,870	5,555	1.83	317	5,516	1.82

資料出所 厚生労働省「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」

- (注) 1) 2011年の集計対象企業は、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業のうち、妥結額(定期昇給込みの賃上げ額)などを把握できた322社。なお、数値は、各企業の組合員数による加重平均。
 2) 妥結額が非公表などの理由により、集計に必要な妥結内容を把握できなかった企業については、集計対象から除外している。
 3) 要求額については、具体的な要求額が把握できた293社について算出した。
 4) 妥結額は、原則として定期昇給込みの平均賃上げ額を用いたが、一部に年齢ポイント(30歳、35歳など)での妥結額(定期昇給込みの賃上げ額)を含んでいる。
 5) 集計企業数が1~2社の産業は、全産業の平均には算入しているが、産業別の集計結果は公表していない。

第1-(6)-3図 賃金の改定の実施状況別企業割合の推移

- 賃金の改定を実施しない企業の割合が、1998年以降10%を越えて推移している。
- 2008年秋のリーマン・ショックの影響を受け、2009年には1人平均賃金を引き下げる企業の割合が12.9%となった。



資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1) 調査対象企業規模100人以上
 2) 「実施しない」とは、1~8月に賃金の改定を実施せず、9~12月にも実施する予定がないとした企業である。
 3) 「未定」とは、1~8月に賃金の改定を実施せず、9~12月にも実施する予定がないとした企業である。
 4) 「賃金の改定を実施又は予定している」の調査項目は、1999年より「1人平均賃金を引き上げる」、「1人平均賃金を引き下げる」項目に変更した。

3,513円、改定率が1.2%（前年同3,672円、1.3%）となり、改定額、改定率ともに前年を下回った。

改定率について産業別にみると、学術研究、専門・技術サービス業が前年の2倍となった以外、概ね前年並の改定率となっている。

また、企業規模別にみると、5,000人以上と300～999人では前年と同水準となり、1,000～4,999人と100～299人では前年を下回った。

第1-(6)-5図により、1人当たりの平均賃金の改定額及び改定率の推移をみると、1991年をピークに減少傾向で推移している。

● 夏季・年末一時金妥結状況

第1-(6)-6図により、夏季・年末一時金妥結状況の推移をみると、一時金の妥結額は1990年代半ば以降伸びが鈍化し、減少する年もみられるようになった。特に2009年はリーマンショックの影響により、大幅に減少した。2011年の妥結額は、夏季一時金は前年比4.70%増、年末一時金は同3.73%増となり、夏季一時金・年末一時金ともに前年を上回った。

なお、「毎月勤労統計調査」（前掲第1-(4)-3表）と異なる動きとなっているのは、規模が大きい企業の増加幅が大きかったことによるものと考えられる。

第1-(6)-4表 産業別・企業規模別1人当たりの平均賃金の改定額及び改定率

- 2011年の賃金の改定額は3,513円、改定率は1.2%となっている。
- 学術研究、専門・技術サービス業の改定率が前年の倍となった以外、概ね前年並の改定率となっている。

(単位 円、%)

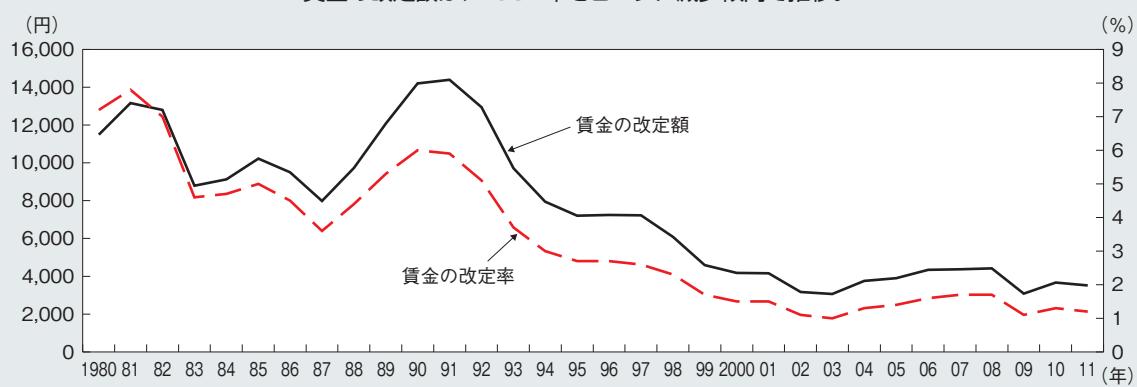
産業・企業規模	賃金の改定額		賃金の改定率	
	2011年	2010年	2011年	2010年
調査産業計	3,513	3,672	1.2	1.3
鉱業、採石業、砂利採取業	5,596	4,927	1.7	1.5
建設業	4,286	4,770	1.3	1.6
製造業	4,088	4,297	1.4	1.5
電気・ガス・熱供給・水道業	2,675	2,661	0.9	0.9
情報通信業	4,456	4,570	1.4	1.5
運輸業、郵便業	1,661	2,390	0.7	0.8
卸売業、小売業	3,858	3,426	1.3	1.3
金融業、保険業	3,894	3,876	1.1	1.0
不動産業、物品賃貸業	4,654	4,272	1.6	1.4
学術研究、専門・技術サービス業	7,275	3,014	2.0	1.0
宿泊業、飲食サービス業	1,554	2,523	0.6	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	1,381	2,090	0.6	0.8
教育、学習支援業	2,757	3,143	1.1	1.1
医療、福祉	3,028	3,050	1.4	1.5
サービス業（他に分類されないもの）	2,295	2,506	1.1	1.0
規模別				
5,000人以上	4,828	5,013	1.5	1.5
1,000～4,999人	3,617	3,952	1.2	1.3
300～999人	3,181	3,106	1.2	1.2
100～299人	2,906	2,837	1.0	1.2

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注)
- 1) 調査対象企業規模100人以上。
 - 2) 賃金の改定を実施又は予定していて額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。
 - 3) 賃金の改定額及び改定率は常用労働者数による加重平均。
 - 4) 1人平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の改定額、改定率である。

第1-(6)-5図 1人当たりの平均賃金の改定額及び改定率の推移

賃金の改定額は、1991年をピークに減少傾向で推移。

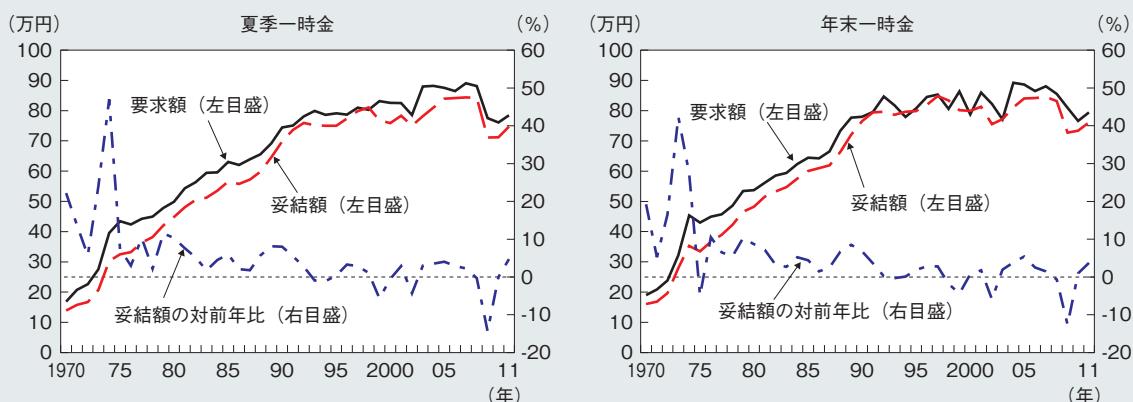


資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注)
- 1) 調査対象企業規模100人以上。
 - 2) 賃金の改定とは、春闘時だけでなく年間を通じた定期昇給、ベースアップ、諸手当の改定等をいい、ベースダウンや賃金カット等による賃金の減額も含まれる。
 - 3) 賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。
 - 4) 賃金の改定額及び改定率は常用労働者数による加重平均。
 - 5) 1人平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の改定額、改定率である。
 - 6) 1998年以降の1人平均賃金の改定額には、個別賃金方式のみで回答された賃金の改定額を含めて集計している。

第1-(6)-6図 夏季・年末一時金妥結状況の推移

一時金の妥結額は、リーマンショックの影響で、2009年に大きく落ち込んだ後、2011年は前年を上回った。



資料出所 厚生労働省「民間企業（夏季・年末）一時金妥結状況」

- (注)
- 1) 2003年までの主要企業の集計対象は、原則として、東証又は大証1部上場企業のうち、資本金20億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合がある企業（1979年以前は単純平均、1980年以後は加重平均。）。2004年以降の集計対象は、原則として、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業（加重平均）。
 - 2) 要求額は、月数要求・ポイント要求など要求額が不明な企業を除き、要求額が把握できた企業の平均額。
 - 3) 対前年比は、集計対象企業のうち前年と比較できる同一企業についての対前年比を算出したものであり、本年の妥結額と前年の妥結額を単純比較した値ではない。

2 2012年の春季労使交渉をめぐる動向

● 2012年の春闘の動き

2012年の春闘を巡る環境については、日本経済は、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあるものの、2010年の景気は持ち直しの動きがみられていたが、2011年には東日本大震災、円高、欧州政府債務危機の影響などにより実質経済成長率は前年比0.7%減と2年ぶりに減少した。

2012年春季労使交渉に当たっての労働側の動きをみると、日本労働組合総連合会（連合）は全て

の労働者の処遇改善を視野に入れ、格差是正、底上げ・底支えの取組を進めるとともに、適正な成果配分を追求する闘争を強化し、内需を拡大し、日本経済を縮小均衡、デフレから早期に脱却し持続可能な成長をめざす方針を明らかにした。こうした観点から、全ての労働者のために1%を目安に配分を求めるが、産業・企業によってそれぞれ置かれた環境には違いがあることについて相互に理解し合うとしている。

同時に、「2012年度連合の重点政策」⁶⁸を踏まえて設定した、(1) 震災からの復興・再生、(2) 日本経済の持続的・安定的成長軌道への復帰と雇用創出、人材育成、(3) ディーセントワーク、ワーク・ライフ・バランスの実現、(4) 社会保障・税一体改革の実現、の4つの柱の実現を中心に政策・制度の実現の取組と一体となった運動を推進し、「働くことを軸とする安心社会」の構築に着実につなげていかなければならぬとした。

2012年春季労使交渉における産業別組織の主な要求内容をみると、多くの産業別組合において、非正規労働者も含めた全労働者を対象とした処遇改善、賃金カーブ維持分の確保、産業実態に応じた総実労働時間の短縮、時間外割増率の引上げ等の取組が重視されている（付1－(6)－1表）。

一方、経営側の動きをみると、日本経済団体連合会（経団連）は、「2012年版経営労働政策委員会報告」⁶⁹で、「危機を乗り越え、労使で成長の道を切り拓く」とし、東日本大震災を経て一段と厳しさを増す経営環境の中において国内での事業活動を維持していくために、円高の是正や法人実効税率の引き下げ、エネルギー・環境政策の転換、強化の方向にある労働規制の見直しなど国内事業環境の早期改善を図る必要があるとの考えを示した。

また、賃金の決定にあたっては、自社支払い能力に即して判断することが重要であるとし、さらに、東日本大震災で被災し甚大な影響を受けた企業や、円高の影響などによって付加価値の下落が著しく定期昇給の負担がとりわけ重い企業では、定期昇給の延期・凍結も含め、厳しい交渉を行わざるを得ない可能性もあるとする考え方を示した。

3月14日以降、民間主要組合に対して、賃金、一時金等に関する回答が示されたが、賃金引き上げについては、多くの企業において賃金カーブ（定期昇給相当分）を維持する内容、一時金については、各産業・企業における業績を反映した内容となった。

3 労働組合の組織率等の動向

● 労働組合員数は減少傾向で推移

第1－(6)－7図により、労働組合の組織状況をみると、労働組合員数は1994年の1,270万人まで増加した後、減少傾向で推移している。2011年6月30日現在における単一労働組合の労働組合数は2万6,052組合、労働組合員数は996万1千人で、前年に比べて、労働組合数は315組合の減少（前年比1.2%減）、労働組合員数は9万3千人の減少（同0.9%減）となった。

産業別に労働組合員数の推移をみると、卸売業、小売業、医療、福祉などで増加している（付1－(6)－2表）。

一方、推定組織率は、組合員が増加していた時期においても雇用者数の増加率の方が高かったため、長期的に低下傾向で推移してきたが、2007年、2008年の18.1%から2009年、2010年は18.5%とやや上昇した。

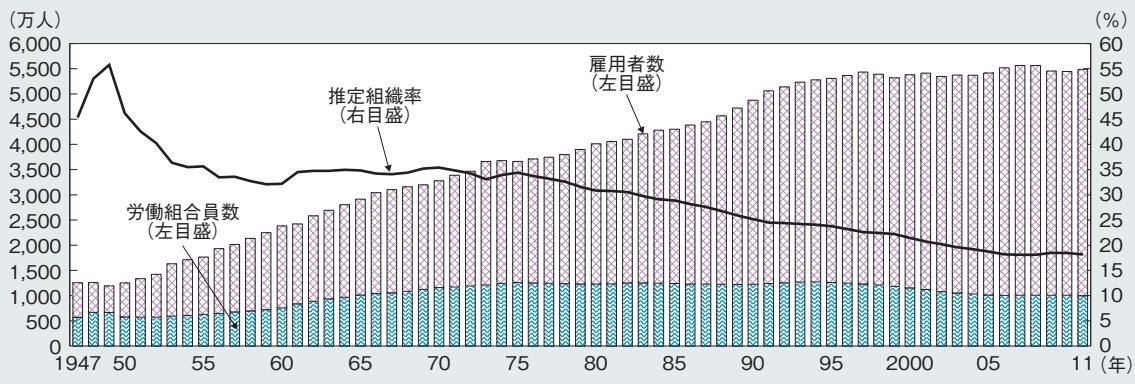
2011年の労働組合員数は996万1千人で、推定組織率を労働力調査の補完推計の雇用者数（5,488万人）により試算すると18.1%となった。

⁶⁸ 「連合の重点政策」は、政府がまとめた予算の基本方針並びに概算要求基準に対して、連合として重点的に政府・政党に求めていく政策・制度要求をまとめたもので、2012年度版は2011年6月7日に公表されている。

⁶⁹ 「経営労働政策委員会報告」は、春季労使交渉・協議に臨む経営側の指針を毎年まとめているもので、2012年版は2012年1月24日に公表されている。

第1-(6)-7図 雇用者数、労働組合員数及び推定組織率の推移

- 労働組合の推定組織率は、2008年に18.1%まで低下した後、2009年と2010年は18.5%と微増。
- 2011年の推定組織率は、労働力調査の補完推計からの試算では18.1%となった。



資料出所 厚生労働省「労働組合基礎調査」

(注) 2011年の推定組織率については、厚生労働省「労働組合基礎調査」、総務省「労働力調査（補完推計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室で試算した。

参考：(岩手県、宮城県及び福島県を除く)

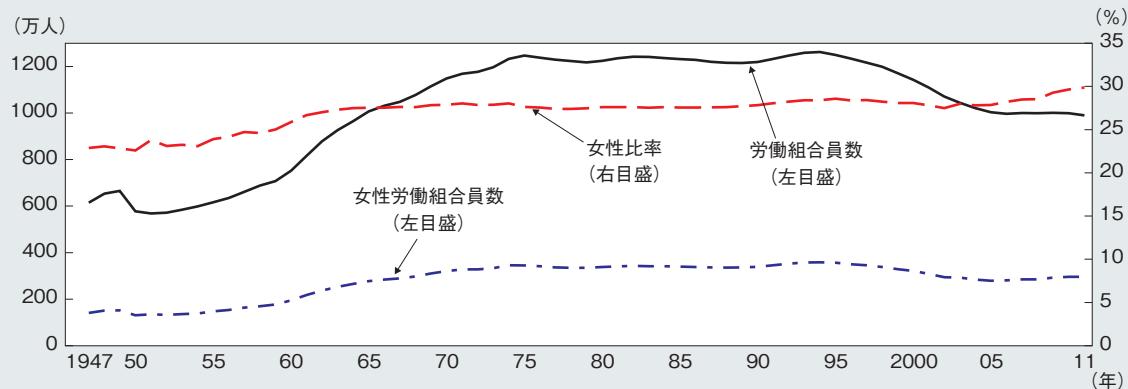
年	労働組合数	労働組合員数	雇用者数	推定組織率
	組合	人	万人	%
2011年	24,763	9,708,867 (2,873,082)	5,269 (2,244)	18.4 (12.8)

(注) 1) () 内は女性についての数値である。

2) 雇用者数は、労働力調査（総務省統計局）の6月分の数値である。

第1-(6)-8図 労働組合員数に占める女性の割合

労働組合員数に占める女性の割合は、2000年以降、全労働組合員数の減少により上昇傾向。



資料出所 厚生労働省「労働組合基礎調査」

(注) 1) 1947年は「労働組合調査」、1948～1982年は「労働組合基本調査」、1983年以降は「労働組合基礎調査」である。

2) 1972年以前は沖縄県を含まない。

3) 労働組合員数は、単位労働組合の労働組合員数。

なお、被災3県（岩手県、宮城県及び福島県）を除く労働組合員数は970万9千人、推定組織率は18.4%となっている。

第1-(6)-8図により、労働組合員数に占める女性の割合の推移をみると、2000年以降、女性労働組合員数はほぼ横ばいで推移しているが、全労働組合員数の減少により女性の割合は上昇し、2011年には29.9%となった。

● 2000年代前半に実質的解散が増加、組合数の減少が組合員の減少要因に

新設、解散別労働組合数の推移をみると、高度経済成長期であった1965年の新設組合数は3,774組合であったが、その後は新設される組合の数は減少し、2011年では732組合と、高度経済成長期の約五分の一の水準となっている（付1－(6)－3表）。

新設組合のうち、事業所の新設・拡張によるものや労働条件の向上のための実質的新設は、1965年には2,336組合であったが、2011年には497組合にとどまった。

一方、1965年には3,282組合であった解散組合数は、2000年には4,729組合まで増加したが、その後減少傾向にある。

解散組合のうち、事業所の休廃止によるものや労働組合内の紛争による実質的解散は、2000年代前半に増加した後、2011年は1,237組合とやや減少傾向となっている。

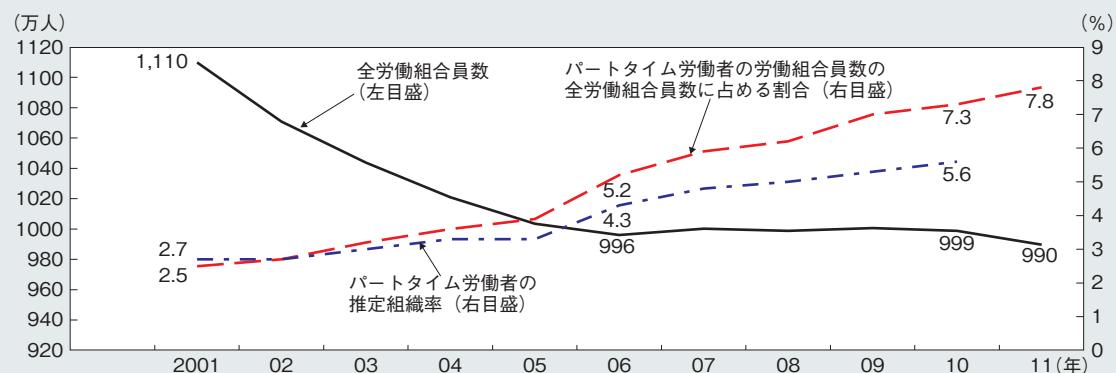
労働組合の新設数と解散数を比較すると、1975年までは新設数の方が上回っていたが、1980年以降は解散数の方が上回り、労働組合数が減少していることがわかる。また、労働組合員数をみても、2000年以降は解散労働組合の労働組合員数の方が、新設労働組合の労働組合員数よりも多いことから、労働組合の減少が労働組合員数の減少要因となっていることがわかる。

● 進む非正規労働者への取組

第1－(6)－9図により、パートタイム労働者の組織状況についてみると、2011年のパートタイム労働者の労働組合員数は77万6千人と前年に比べて5万人（前年比6.8%）増加し、全労働組合員数に占める割合も前年の7.3%から7.8%へと上昇しており、推定組織率も上昇傾向となっている。

第1－(6)－9図 パートタイム労働者の推定組織率の推移

パートタイム労働者の労働組合員数の全労働組合員数に占める割合は上昇傾向。



資料出所 厚生労働省「労働組合基礎調査」、総務省統計局「労働力調査」

- (注)
- 1) 単位労働組合に関する表である。
 - 2) 「パートタイム労働者」とは、単時間勤務の正規労働者以外でその事業所の一般労働者より1日の所定労働時間が短い者、1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が少ない者又は事業所においてパートタイマー、パート等と呼ばれている労働者をいう。
 - 3) 「推定組織率」は、パートタイム労働者の労働組合員数を短時間雇用者数で除して得られた数値であり、短時間雇用者数は、労働力調査の雇用者数のうち就業時間が週35時間未満の雇用者の数値とした。
 - 4) 2011年の雇用者数及び推定組織率については、労働力調査（2011年6月分）が東日本大震災の影響により調査実施が困難となった岩手県、宮城県及び福島県を除いて雇用者数の結果を公表しているため表章していない。

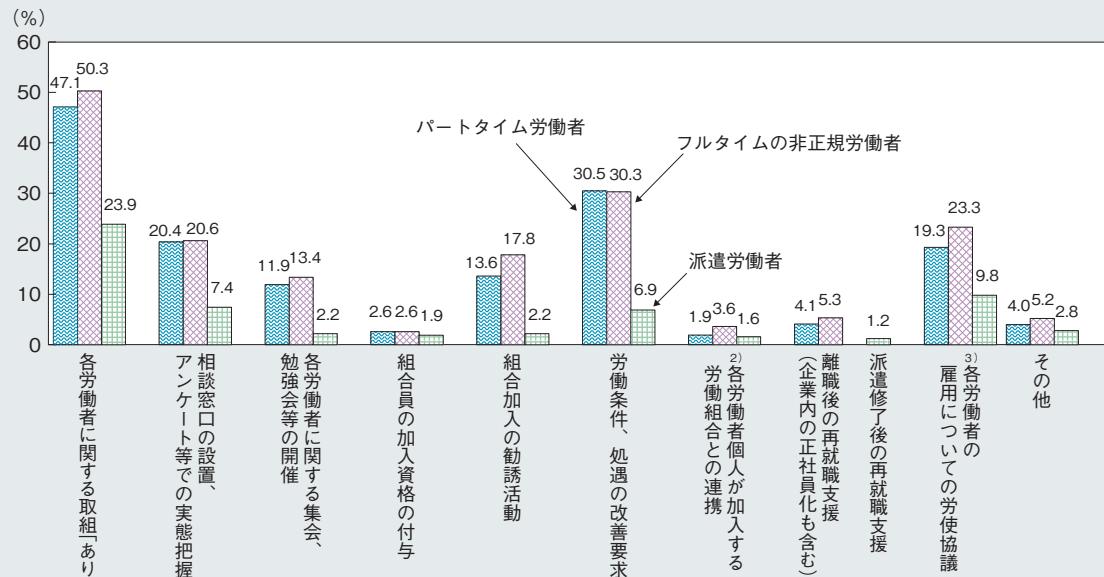
参考：（岩手県、宮城県及び福島県を除く）

年	パートタイム労働者の 労働組合員数	全労働者組合員数に 占める割合	短時間雇用者数	推定組織率
2011年	人 753,813	% 7.9	万人 1,297	% 5.8

(注) 「推定組織率」は、パートタイム労働者の労働組合員数を短時間雇用者数で除して得られた数値である。

第1-(6)-10図 非正規労働者に関する取組内容別労働組合割合

労働組合の非正規労働者に関する取組として、パートタイム労働者、フルタイムの非正規労働者に関しては「労働条件、待遇の改善要求」の内容が高く、派遣労働者に関しては、「派遣労働者の活用についての労使協議」となっている。



資料出所 厚生労働省「労働組合活動実態調査」(2010年)

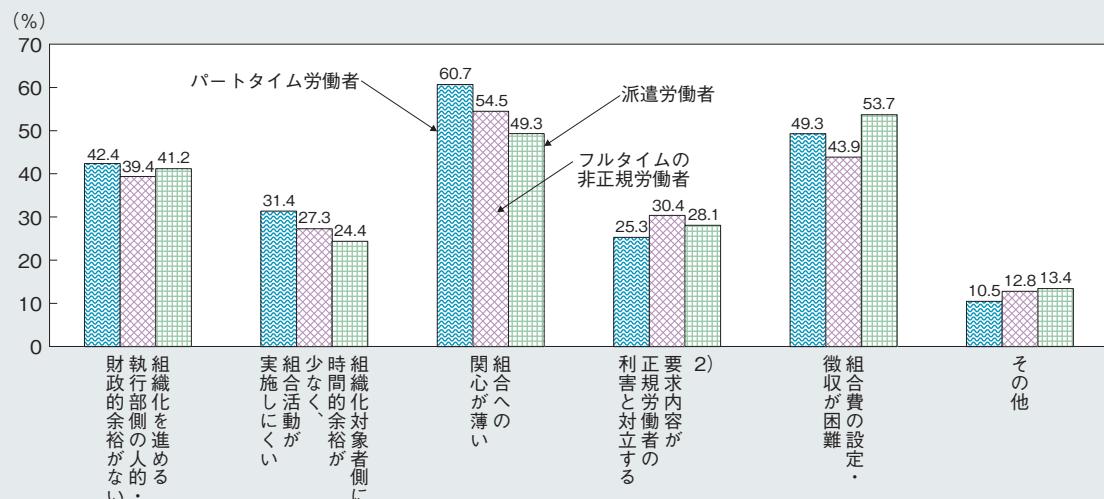
(注) 1) 事業所に各労働者がいる労働組合を100とした数値(複数回答)である。

2) 派遣元の労働組合を含む。

3) 派遣労働者の設問は、「派遣労働者の活用についての労使協議」となっている。

第1-(6)-11図 非正規労働者の組織化を進めていく上で問題点別労働組合割合

非正規労働者の組織化を進めていく上で問題点として、パートタイム労働者、フルタイムの非正規労働者では「組合への関心が薄い」が高く、派遣労働者では「組合費の設定・徴収が困難」が高くなっている。



資料出所 厚生労働省「労働組合活動実態調査」(2010年)

(注) 1) 数値は、各非正規労働者の組織化を進めていく上で問題点「あり」とした労働組合を100とした数値(複数回答)である。

2) 「又は対立する可能性がある」。

産業別にパートタイム労働者の労働組合員数の推移をみると、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、医療、福祉などで増加している(付1-(6)-2表)。

なお、被災3県(岩手県、宮城県及び福島県)を除く2011年のパートタイム労働者の労働組合員数は75万4千人、推定組織率(雇用者数(1,297万人)に占める労働組合員数の割合)は5.8%と

なった。

第1-(6)-10図により、労働組合の非正規労働者に関する取組内容をみると、パートタイム労働者、フルタイムの非正規労働者への取組が5割前後となっているのに対し、派遣労働者への取組は2割強と相対的に低くなっている。パートタイム労働者、フルタイムの非正規労働者に関する取組としては「労働条件、待遇の改善要求」が高くなっている。

非正規労働者の待遇改善については、2012年春季労使交渉における要求事項にも掲げられ、活動が強化されている（付1-(6)-1表）。

第1-(6)-11図により、非正規労働者の組織化を進めていくまでの問題点をみると、パートタイム労働者、フルタイムの非正規労働者では「組合への関心が薄い」が最も高く、派遣労働者では「組合費の設定・徴収が困難」が最も高くなっている。

● 賃金・退職金給付制度の改定実施にあたる労働組合の関与状況

労働組合が所属する事業所において、過去3年間の労働者の賃金・退職給付制度の改定の実施に当たっての労働組合の関与の状況をみると、正規労働者については94.5%が何らかの事項で関与があったとしている（付1-(6)-4表）。

また、非正規労働者については、52.2%の組合が昇給制度の導入、職能給の拡大、業績給の拡大、退職金制度の導入等の事項について、労使協議機関での協議や団体交渉を行うなどの関与があったとしている。